

子ども医療費助成事業費に係る区側提案に対する都側論点メモ

No.	項目			確認事項等
1	経費設定	扶助費	単価	・区側提案における1件当たり単価は、自己負担分を撤廃した場合の単価となっているため、妥当ではない。
2				・1件当たり単価について、所得制限撤廃の影響を直接受けないため、区側提案によるもの（ただし、自己負担分相当を除く）を通年の単価として設定すべきと考える。
3			件数	・件数について、所得制限撤廃の影響を直接受けるため、半年分（令和7年9月分まで）を現行算定にもとづくもの、残り半年分（令和7年10月分以降）を区側提案によるものとして設定すべきと考える。
4		委託料	審査手数料	・社会保険分の審査手数料単価については、現行算定と同様、社会保険診療報酬支払基金から発表される平均手数料により設定すべきと考える。
5			医療証発送委託等	・経費の性質上、今回の据置としている会計年度任用職員と関連性が高いと考えられる。 ・そのため、本経費を新規に算定するに当たっては、双方を合わせて検証を行うべきと考える。
6		その他	事務費	・事務費の設定方法について、以下のとおり設定すべきと考える。 ① 基本となる経費設定の考え方としては、区側提案による数値を用いる ② ただし、①は通年で所得制限を撤廃した扶助件数に紐づく所要経費であるため、区側提案による件数（所得制限を通年で撤廃）と、No3による件数（所得制限を半年のみ撤廃）の比率によって、割り落としを行う
7	その他	メンテナンス		・現在、都補助対象である市町村部実績の増減に連動する形でメンテナンスを実施しているところであるが、今後の対応はどのように考えているか。
8		令和8年度の対応 （所得制限撤廃の通年化）		・令和8年度には財調上も所得制限の撤廃が通年となるため、今回の区側提案による数値をもとに、所得制限撤廃の通年化を反映する整理としたいが、見解を伺う。